

◎新潟県監査委員訓令第3号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上</u>の休暇等（<u>同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。</u>）の承認等をする事</p> <p>(11)～(15) （略）</p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上</p> <p>の休暇等（<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。</u>）の承認等をする事</p> <p>(11)～(15) （略）</p>